

令和元年 12 月 24 日

**吸収分割にかかる事前開示書面
(吸収分割会社)**

東京都千代田区麹町 3 丁目 1 番地
株式会社昭文社
代表取締役社長 黒田茂夫

当社（令和 2 年 4 月 1 日付で「株式会社昭文社」から「株式会社昭文社ホールディングス」に商号変更予定）は、令和 2 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社が営む「地図・旅行情報等を基にしたメディアの企画・編集・制作・販売、広告、特注品制作、著作権（ブランド）使用許諾事業」、「地図・ガイド情報等を基にしたデジタルデータベースの企画・制作・販売・使用許諾およびそれらを活用したサービスの提供事業」及び「旅行業全般（レストラン及び現地ツアー予約、現地アクティビティ主催等）に関する事業」を、当社の 100%子会社である株式会社昭文社準備会社、株式会社マップル及び株式会社 MEGURU（以下「各承継会社」といいます。）に対してそれぞれ承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うこととし、令和元年 12 月 6 日付で、各承継会社との間で吸収分割契約を締結いたしましたので、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づき、次のとおり開示いたします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙 1 から 3 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

(1) 対価の総数に関する事項

本吸収分割に際して、各承継会社は、それぞれ新たに普通株式 8,000 株を発行し、その全てを吸収分割会社である当社に割当交付いたします。当社は各承継会社の完全親会社であり、本吸収分割に際して各承継会社が発行する株式の全てが当社に交付されるところ、各承継会社が発行する株式数については、当社及び各承継会社の協議により決定しており、相当であると判断しております。

(2) 吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金等の額に関する事項

本吸収分割により増加する各承継会社の資本金等の額は、次のとおりであり、本吸収分割後の事業内容並びに当社から承継する資産及び負債に照らして相当であると判断しております。

(1) 株式会社昭文社準備会社

- | | |
|------------|------------------------|
| ① 資本金 | 80,000,000 円 |
| ② 資本準備金 | 0 円 |
| ③ その他資本剰余金 | 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額 |

(2) 株式会社マップル

- | | |
|---------|--------------|
| ① 資本金 | 80,000,000 円 |
| ② 資本準備金 | 0 円 |

- ③ その他資本剰余金 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

(3) 株式会社 MEGURU

- ① 資本金 80,000,000 円
 ② 資本準備金 0 円
 ③ その他資本剰余金 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

3. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 各承継会社における最終事業年度に係る計算書類等

(1) 株式会社昭文社準備会社

同社は、令和元年 10 月 1 日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部 現預金	20	負債の部	—
		純資産の部 資本金	20
資産合計	20	負債及び純資産合計	20

(2) 株式会社マッフル

同社は、令和元年 10 月 1 日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部 現預金	20	負債の部	—
		純資産の部 資本金	20
資産合計	20	負債及び純資産合計	20

(3) 株式会社 MEGURU

同社は、令和元年 10 月 1 日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部 現預金	20	負債の部	—
		純資産の部 資本金	20
資産合計	20	負債及び純資産合計	20

5. 吸収分割当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

(1) 各承継会社

いずれも該当事項はありません。

(2) 当社

吸収分割会社である当社は、令和元年 6 月 27 日付けで、資本準備金の額のうち 1,790,927,749 円を減少し、その全額をその他資本剰余金に振り替えたうえ、その他資本剰余金の額のうち 1,790,927,749 円を減少し、その全額を繰越利益剰余金に振り替えました。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の平成 31 年 3 月 31 日現在の最終の貸借対照表における資産の額は 19,186 百万円、負債の額は 4,226 百万円、純資産の額は 14,960 百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

当社の各承継会社に対する本吸収分割により、当社が各承継会社に対して移転する資産及び負債の額（令和元年 9 月 30 日現在の貸借対照表を基準に算出した概算値）は以下のとおりとなる見込みです。

① 株式会社昭文社準備会社

（単位：百万円）

資産		負債	
流動資産	3,727	流動負債	1,122
固定資産	776	固定負債	230
合計	4,503	合計	1,352

② 株式会社マップル

（単位：百万円）

資産		負債	
流動資産	593	流動負債	227
固定資産	492	固定負債	110
合計	1,085	合計	338

③ 株式会社 MEGURU

（単位：百万円）

資産		負債	
流動資産	177	流動負債	135
固定資産	321	固定負債	8
合計	499	合計	143

また、本吸収分割の効力発生日までに当社及び各承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

このため、当社は、各承継会社に対する本吸収分割の実施後も、資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれ、当社の負担する債務の履行の見込みについて問題がありません。

なお、各承継会社に承継する負債については、当社が重疊的に引き受けることを申し添えます。

(2) 各承継会社の債務の履行の見込みについて

株式会社昭文社準備会社、株式会社マップル及び株式会社 MEGURU の成立日現在の資産及び負債の額は上記 4.の(1)(2)(3)のとおりであり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、上記各社が吸収分割によって承継する資産及び負債は上記 6.(1)の①②③のとおりです。

よって、本吸収分割の実施後も、上記各社は資産の額が負債の額を十分に上回ることが見込まれており、上記各社はいずれも負担する債務の履行の見込みについて問題がありません。

以上

別紙 1



吸収分割契約書

株式会社昭文社（以下「甲」という）と株式会社昭文社準備会社（以下「乙」という）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲および乙は、甲を吸収分割株式会社とし、乙を吸収分割承継株式会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という）により、甲の地図・旅行情報等を基にしたメディアの企画・編集・制作・販売、広告、特注品制作、著作権（ブランド）使用許諾事業（以下「本件事業」という）に係る権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号および住所）

吸収分割株式会社および吸収分割承継株式会社の商号および住所は、次のとおりである。

① 吸収分割株式会社

商号 株式会社昭文社

（ただし、2020年4月1日付で「株式会社昭文社ホールディングス」に商号変更予定）

住所 東京都千代田区麹町3丁目1番地

② 吸収分割承継株式会社

商号 株式会社昭文社準備会社

（ただし、2020年4月1日付で「株式会社昭文社」に商号変更予定）

住所 東京都千代田区麹町3丁目1番地

第3条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2020年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（分割対価）

乙は本吸収分割に際して、乙が第7条に基づき承継する権利義務の対価として、普通株式8,000株を発行し、その全てを甲に割り当てる。

第5条（株主総会の決議）

甲および乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第6条（資本金等に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金等の額は、次のとおりとする。

- ① 資本金 80,000,000 円
- ② 資本準備金 0 円
- ③ その他資本剰余金 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

第7条（承継する権利義務）

1. 乙が、本吸収分割により、甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に関する一切の費用は、乙の負担とする。
2. 乙は、本吸収分割により甲から承継する一切の債務・義務について、重畳的債務引受の方法により承継する。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第8条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を遂行し、資産および負債を管理するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、予め甲と乙が協議し合意のうえこれを行うものとする。

第9条（本契約の解除等）

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じた場合、第5条に定める株主総会の承認が得られない場合または法令の定める関係官庁等の承認が得られない場合、その他本契約の目的の達成が困難になったときは、甲乙協議のうえ分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨にしたがって甲乙協議のうえこれを定める。

以上のとおり合意したので、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年12月6日

甲 東京都千代田区麹町3丁目1番地

株式会社昭文社

代表取締役社長 黒田茂夫



乙 東京都千代田区麹町3丁目1番地

株式会社昭文社準備会社

代表取締役 清水康史



別紙 承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び負債については、甲の2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本件事業に関して有する以下の資産

① 流動資産

現金及び預金、売掛金、棚卸資産、前払費用、未収入金、貸倒引当金等、本件事業に関する流動資産の一切。

② 固定資産

無形固定資産、破産更生債権等、前払年金費用、貸倒引当金等、本件事業に関する固定資産の一切。

2. 負債

本件事業に関して有する以下の負債

① 流動負債

買掛金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金、返品調整引当金等、本件事業に関する流動負債の一切。

② 固定負債

繰延税金負債等、本件事業に関する固定負債の一切。

3. 雇用契約その他の権利義務

① 本件事業に従事する甲の従業員の全員との雇用契約

② 本件事業に関して甲が取引先との間で締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、ライセンス契約などの知的財産権に関する契約その他本件事業に関する全ての契約上の地位及び権利義務

③ 本件事業に関して甲が取得している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、乙への承継が法令上可能であるもの全部

以上

別紙 2



吸収分割契約書

株式会社昭文社（以下「甲」という）と株式会社マッフル（以下「乙」という）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲および乙は、甲を吸収分割株式会社とし、乙を吸収分割承継株式会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という）により、甲の地図・ガイド情報等を基にしたデジタルデータベースの企画・制作・販売・使用許諾およびそれらを活用したサービスの提供事業（以下「本件事業」という）に係る権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号および住所）

吸収分割株式会社および吸収分割承継株式会社の商号および住所は、次のとおりである。

① 吸収分割株式会社

商号 株式会社昭文社

（ただし、2020年4月1日付で「株式会社昭文社ホールディングス」に商号変更予定）

住所 東京都千代田区麹町3丁目1番地

② 吸収分割承継株式会社

商号 株式会社マッフル

住所 東京都千代田区麹町3丁目1番地

第3条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2020年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手の続の進行に应じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（分割対価）

乙は本吸収分割に際して、乙が第7条に基づき承継する権利義務の対価として、普通株式8,000株を発行し、その全てを甲に割り当てる。

第5条（株主総会の決議）

甲および乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第6条（資本金等に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金等の額は、次のとおりとする。

- ① 資本金 80,000,000 円
- ② 資本準備金 0 円
- ③ その他資本剰余金 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

第7条（承継する権利義務）

1. 乙が、本吸収分割により、甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に関する一切の費用は、乙の負担とする。
2. 乙は、本吸収分割により甲から承継する一切の債務・義務について、重疊的債務引受の方法により承継する。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第8条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を遂行し、資産および負債を管理するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、予め甲と乙が協議し合意のうえこれを行うものとする。

第9条（本契約の解除等）

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じた場合、第5条に定める株主総会の承認が得られない場合または法令の定める関係官庁等の承認が得られない場合、その他本契約の目的の達成が困難になったときは、甲乙協議のうえ分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨にしたがって甲乙協議のうえこれを定める。

以上のとおり合意したので、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年12月6日

甲 東京都千代田区麹町3丁目1番地

株式会社昭文社

代表取締役社長 黒田茂夫



乙 東京都千代田区麹町3丁目1番地

株式会社マッフル

代表取締役 黒田茂夫



別紙 承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び負債については、甲の2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本件事業に関して有する以下の資産

① 流動資産

現金及び預金、売掛金、棚卸資産、前払費用、未収入金、貸倒引当金等、本件事業に関する流動資産の一切。

② 固定資産

無形固定資産、破産更生債権等、前払年金費用、貸倒引当金等、本件事業に関する固定資産の一切。

2. 負債

本件事業に関して有する以下の負債

① 流動負債

買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金等、本件事業に関する流動負債の一切。

② 固定負債

繰延税金負債等、本件事業に関する固定負債の一切。

3. 雇用契約その他の権利義務

① 本件事業に従事する甲の従業員の全員との雇用契約

② 本件事業に関して甲が取引先との間で締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、ライセンス契約などの知的財産権に関する契約その他本件事業に関する全ての契約上の地位及び権利義務

③ 本件事業に関して甲が取得している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、乙への承継が法令上可能であるもの全部

以上

別紙 3

吸収分割契約書

株式会社昭文社（以下「甲」という）と株式会社MEGURU（以下「乙」という）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲および乙は、甲を吸収分割株式会社とし、乙を吸収分割承継株式会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という）により、甲の旅行業全般（レストラン及び現地ツアー予約、現地アクティビティ主催等）に関する事業（以下「本件事業」という）に係る権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（商号および住所）

吸収分割株式会社および吸収分割承継株式会社の商号および住所は、次のとおりである。

① 吸収分割株式会社

商号 株式会社昭文社

（ただし、2020 年 4 月 1 日付で「株式会社昭文社ホールディングス」に商号変更予定）

住所 東京都千代田区麹町 3 丁目 1 番地

② 吸収分割承継株式会社

商号 株式会社MEGURU

住所 東京都千代田区麹町 3 丁目 1 番地

第 3 条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、2020 年 4 月 1 日とする。ただし、本吸収分割の手の続の進行に依じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 4 条（分割対価）

乙は本吸収分割に際して、乙が第 7 条に基づき承継する権利義務の対価として、普通株式 8,000 株を発行し、その全てを甲に割り当てる。

第 5 条（株主総会の決議）

甲および乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第6条（資本金等に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金等の額は、次のとおりとする。

- ① 資本金 80,000,000 円
- ② 資本準備金 0 円
- ③ その他資本剰余金 株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

第7条（承継する権利義務）

1. 乙が、本吸収分割により、甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。なお、権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に関する一切の費用は、乙の負担とする。
2. 乙は、本吸収分割により甲から承継する一切の債務・義務について、重疊的債務引受の方法により承継する。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。

第8条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を遂行し、資産および負債を管理するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、予め甲と乙が協議し合意のうえこれを行うものとする。

第9条（本契約の解除等）

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産もしくは経営状態に重要な変動を生じた場合、第5条に定める株主総会の承認が得られない場合または法令の定める関係官庁等の承認が得られない場合、その他本契約の目的の達成が困難になったときは、甲乙協議のうえ分割条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議）

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨にしたがって甲乙協議のうえこれを定める。

以上のとおり合意したので、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年12月6日

甲 東京都千代田区麹町3丁目1番地
株式会社昭文社
代表取締役社長 黒田茂夫



乙 東京都千代田区麹町3丁目1番地
株式会社MEGURU
代表取締役 上原嗣則



別紙 承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び負債については、甲の2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 資産

本件事業に関して有する以下の資産

① 流動資産

現金及び預金、売掛金、前払費用、未収入金、貸倒引当金等、本件事業に関する流動資産の一切。

② 固定資産

無形固定資産、関係会社株式、前払年金費用等、本件事業に関する固定資産の一切。

2. 負債

本件事業に関して有する以下の負債

① 流動負債

買掛金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金等、本件事業に関する流動負債の一切。

② 固定負債

繰延税金負債等、本件事業に関する固定負債の一切。

3. 雇用契約その他の権利義務

① 本件事業に従事する甲の従業員の全員との雇用契約

② 本件事業に関して甲が取引先との間で締結している売買契約、取引基本契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約、ライセンス契約などの知的財産権に関する契約その他本件事業に関する全ての契約上の地位及び権利義務

③ 本件事業に関して甲が取得している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、乙への承継が法令上可能であるもの全部

以上